(審査案件第93号)

答申

第1 審査会の結論

地方独立行政法人長野県立病院機構が行った「県立病院で実施した手術に関する 資料等」の一部公開決定は妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成 27 年 (2015 年) 9月 28 日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成 12 年長野県条例第 37 号。以下「本件条例」という。)に基づき、別表「請求の内容」 欄記載のとおり公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 平成 27 年 11 月 26 日、地方独立行政法人長野県立病院機構(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、決定期間を延長した上で、別表「公文書名称」欄記載の公文書を特定し、「非公開部分」欄について、「非公開理由」欄記載の理由で、公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成28年1月25日、異議申立人は、本件決定のうち、非公開とした決定部分 について、この取消しを求める旨の異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 診療録について、個人を識別し得る部分を除いても権利利益を害するとするが、 具体性がない。
- 2 履歴書一般を公開すると個人の権利利益を侵害するというが、具体性が全くな

い。また、侵襲を伴う医療に携わる医師の経歴等であるから、公開されることが 予定されている。

- 3 医療安全管理委員会の事例検討資料は、過去の資料であるから、事務又は事業 の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれなど微塵も予想されない。また、著し い支障の記載は、具体性がない。
- 4 医療事故報告書も、過去の報告書であるから、事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれなど微塵も予想されない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

1 診療録は、患者個人の生命・健康等に直接かかわる機微にわたる情報であり、 個人の人格と密接に関係するものとして保護する情報である。そのため、個人を 識別できる部分を除いてもなお、権利利益を害するおそれがある。

また、本件条例では個人情報に該当する情報であっても人の生命、財産等を保護するための例外的な公開が認められているが、その必要性の説明が全くなされていない。

2 履歴書は、個人の経歴、社会活動等に関する情報であり、個人を識別させる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある。

また、医師の履歴に限っても、所属学会、資格についてまで公開が予定されているものではないし、病院ホームページにおいても専門の診療科程度が記載されているにとどまり、医師免許の取得年月日等まで記載はしていない。

3 医療安全管理委員会での事例検討における議論は、あらゆる角度から忌憚のない意見を交わすことが必要であるところ、自由闊達に意見交換ができるのは、検討内容が非公開とされているからであって、このことは過去の資料であっても異ならない。

また、事例検討における議論の内容は、患者個人の生命・健康等に直接かかわる機微にわたる情報であり、個人の人格と密接に関係するものとして保護する情報である。そのため、個人を識別できる部分を除いても、なお権利利益を害するおそれがある。とくにここでの対象文書は、腹腔鏡下手術のものに限定されてい

るため、このような情報を公開することによる患者本人に対する影響は大きく、 権利利益を害するおそれは強い。

4 医療事故報告書の非公開部分が公開されることとなると、医療事故の報告を躊躇し、当該報告が適正に行われなくなる可能性があり、このことは、過去の資料であっても異ならない。

また、医療事故報告書の非公開内容のうち、患者の氏名、病名、診療録等は、 患者の個人情報であるところ、病院名、事故発生日、場所、関与者(医師等)の 情報であっても、他の公になっている情報と組み合わせることにより、患者個人 が識別し得るため、個人情報に該当し得る。とりわけここでの対象文書には、阿 南病院や木曽病院の資料も含まれるが、これらの病院がある地域は、非常に小さ なコミュニティであって、その中に唯一の病院であるといえることから、わずか な情報に限定したとしても、個人識別性が高まるものといえる。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

(1) 腹腔鏡下手術にかかわる診療録 (カルテ) について

「診療録」は、医師法に基づき、医師が診療したとき、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならないとして、作成が義務付けられている文書である(医師法第24条第1項)。診療録には、患者の氏名、住所、性別、年齢、病名、主要症状、治療方法、診療年月日等が記載される(同法施行規則第23条)。

なお、○○病院では、平成23年に電子カルテが導入され、以降電子データと して収集、保管されている。

本件請求では、平成18年1月1日から平成26年12月31日まで(以下「請求対象期間」という。)の腹腔鏡下手術に係る診療録を特定し、決定した。

(2) 医師採用時履歴書及び添付資料について

「医師採用時履歴書」は、○○病院の医師採用の際に提出され、収集、保管する履歴書としての文書である。氏名、住所、生年月日、性別、学歴、職歴、資格、免許等の記載及び本人の写真が貼付されている。また「添付書類」とは、医師免許証の写しや、健康診断書等が挙げられる。

本件請求では、請求対象期間において腹腔鏡下手術の執刀を行った医師の履 歴書及び添付資料を特定し、決定した。

(3) 医療安全管理委員会事例検討資料について

医療安全管理委員会とは、病院内の医療の全過程において、患者だけでなく 医療従事者等も含め、人身に関係するアクシデントが発生した場合、部局内の 担当者を集めて、対策等の検討など、連絡調整をする会議である。医療安全管 理委員会では、ヒヤリハット事例も含め、起きた事例を今後に活かすため、医 療安全の観点から問題点を拾い上げて、課題への解決策等を検討し、院内で情 報共有することを目的としている。

当該会議では、総括的な検討を行うため、事前に担当部ごとで報告事例の検討を行うこととしている。「医療安全管理委員会事例検討資料」は、その際の検討資料として使用されるものである。本資料は、院内事故の具体的な事例が基になっており、事故の日時、状況だけでなく、患者名や個別の症状が記載されたものとなっている。また、本資料は、○○病院内の各担当部において作成、保管されている。

本件請求においては、請求対象期間における腹腔鏡下手術に係る患者を扱った資料を特定し、決定した。

(4) 医療事故報告書について

「医療事故報告書」とは、長野県内にある5つの県立病院で医療事故が発生 した際に、長野県立病院機構本部事務局が、状況を把握するため、各病院から 提出を受け、保管している文書である。

本件請求においては、請求対象期間の各年度の医療事故報告書を特定し、決定した。

2 本件条例第7条第2号該当性について

本件実施機関は、本件で非公開とされた公文書について、本件条例第7条第2 号に該当することを理由にしているので、その妥当性について以下検討する。

(1) 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を非公開情報として規定している。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」も非公開情報として規定している。これは、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に

関連するものであるため、公開すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を 害するおそれがあると認められるからである。

もっとも、上記個人識別情報であっても、一般に公開されている情報については、あえて非公開情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書アにおいて、本号の非公開情報から除いている。さらに、当該個人が地方独立行政法人の職員である場合において当該情報がその職務の遂行に係る情報である場合は、公務に準ずる職務活動を説明する責務が全うされるようにすべきとの観点から、ただし書ウにおいて、本号の非公開情報から除いている。

(2) 本件公文書の本件条例第7条第2号該当性について

ア 診療録について

診療録には、患者の住所、氏名などの明らかに特定の患者個人を識別することができる情報が含まれている。他方、患者の病名、主要症状、治療方法、診療年月日などの患者の情報ではあるが、それだけでは必ずしも特定の患者個人を識別することができるとはいえない情報も含まれている。

しかし、このような特定の患者個人を識別することができるとはいえない情報であっても、一般に、病歴や診療に関する情報は、個人に関する情報のうちでも最も他人に知られたくない類のもので、当該患者にとって秘匿すべき必要性が極めて高い情報である。また、その意に反しみだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性も極めて高い情報でもある。このような性質からすれば、個人を識別することができない情報であったとしても、それを公開することにより、患者個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報というべきである。

したがって、診療録については、記載されている情報すべてが、本件条例 第7条第2号に該当する。

イ 医師採用時履歴書及び添付資料について

履歴書に記載される氏名、住所等の情報は、特定の医師個人を識別できる情報である。また、医師免許状、健康診断書等の添付資料の情報についても、 すべて、特定の医師個人を識別できる情報である。

そして、履歴書が、職員の任用、給与、その他職員の人事関係事務に用いるために当該実施機関によって保管されているものであることからすると、これら履歴書の情報は、職員の人事管理上保有する情報であって、公務に準ずる職務遂行に係る情報とはいえない。

また、これら履歴書に関する情報につき、これを公にする法令・条例や、

慣行があるとは認められず、その性質上、これを公にすることが予定されていると認めることもできなかった。

したがって、医師採用時履歴書及び添付書類については、記載されている情報すべてが、本件条例第7条第2号に該当し、同号ただし書アまたはウの場合には該当しない。

ウ 医療安全管理委員会事例検討資料について

事例検討資料は、院内で生じた具体的な医療事故を基にしており、その内容は、診療録に記載されている詳細な情報と同様のものである。そのため、取り扱われる内容については、診療録と同様に、一般的に当該患者にとって秘匿すべき必要性が極めて高い情報であり、かつ、その意に反しみだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性も極めて高い情報でもあるのだから、それを公開することにより、患者個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報である。

したがって、アと同様に、医療安全管理委員会事例検討資料については、 記載されている情報すべてが、本件条例第7条第2号に該当する。

エ 医療事故報告書について

医療事故報告書には、各病院の具体的な医療事故が記載されているところ、 非公開とされたのは、病院名、事故発生日(発見日)、場所、患者氏名・生年 月日・住所・職業、事故の内容等のうち病名を推測させるもの、治療等の経 過の日、患者側の意思表示・感情等、作成日、カルテ記載事項転記部分、医 療事故の関与者氏名・職種(当事者・発見者・職場責任者)及び作成者職・ 氏名である。

このうち、患者氏名や患者側の意思表示などの情報は、特定の患者個人を 識別し得る情報であるのはもちろん、非公開とした残りの情報についても、 アで検討したとおり、患者個人の病歴や診療に関する情報であるといえるの だから、たとえ個人識別性が無いとしても、当該患者にとって秘匿性が極め て高い情報であり、その意に反しみだりに開示されないとの期待に対する保 護の必要性も極めて高い情報であって、患者個人の正当な権利利益を害する おそれがある情報といえる。

なお、このうち医療事故の関与者氏名・職種及び報告書の作成者の情報について、本件実施機関は、本件決定において、これらの情報が公開されると、 医療事故報告が正確になされなくなるなど、事務の適正な遂行に著しい支障 を及ぼすおそれがあるとして、本件条例第7条第6号に基づいてのみ非公開 としている。しかし、これらの情報も、患者個人に関する医療事故に関与し、 報告を行ったことに関係する情報であって、全体として、当該患者の病歴や 診療に関する情報であるといえるのだから、いずれにしても、他の情報と同 様に、患者個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報と判断する。

したがって、医療事故報告書については、非公開情報とした上記部分すべてが本件条例第7条第2号に該当する。

よって、本件実施機関が、本件公文書について非公開としたことは妥当である。

3 その他の異議申立人の主張について 異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上によれば、本件実施機関の本件決定は、結論において妥当であるから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成28年 (2016年) 2月22日 諮問

3月22日 本件実施機関からの理由説明書受領

3月25日 審議

5月17日 審議

6月23日 本件実施機関からの意見聴取及び審議

7月26日 審議

9月21日 審議

10月27日 審議

12月12日 審議 (終結)

(別 表)

| 請求の内容 | | 公文書名称 | 非公開部分 | 非公開理由 | |
|--|---|--|-------|-------|---|
| 平年日26月の立院し鏡のにてぞ別ご(目す書成1~年31に○実腹手べつその手に各該る181成12日県病施腔術でいれ個術、項当文 | ・手術日時 ・手術部位、術名(術式) ・執刀医の氏名、医師免許取得 年 ・患者の手術時年齢 ・患者の男女の別 ・手術は、院内の安全管理委員 会等に対する報告事案となった か否か。 ・手術を受けた患者さんが当該の 腹腔鏡下手術後1年内に死亡し たか否か。 | 腹腔鏡下手術にかか わる診療録(カルテ) 該当 664 件 | 全て | 2号 | 診療録(カルテ)は、個人の健康状態、人格と密接に関わる情報であり、個人を識別させる部分を除いてもなお、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため |
| | ・当該執刀医は、当該手術時に、 日本内視鏡外科学会の腹腔鏡 下手術にかかる技術認定を得ていたか否か。 及び、当該の手術時に所属した 学会、取得していた資格・技術認 定を明らかにする台帳等文書 | 医師採用時履歴書及 び添付資料 | 全て | 2号 | 履歴書は、個人の経歴、社会 活動等に関する情報であり、個 人を識別させる部分を除いても なお、公開すると個人の権利 利益を害するおそれがある情 報であるため |
| | ・安全管理委員会の報告案件となったものであれば、さらに、その院内報告書・医療事故等状況報告書、及び、医療安全管理委員会調査書・検討議事録・報告書、医療事故調査委員会検討議事録・報告書・術後1年以内に死亡したという場合では、さらに、それに関連して作成した院内報告書・医療事故報告書、及び医療安全管理委員会調査書・検討議事録・報告書、医療事故調査委員会検討議事録・報告書 | 医療安全管理委員会 において、H18.1.1~ H26.12.31 の腹腔鏡下 手術にかかわる患者を 扱った資料 | 全て | 2号 | 委員会等の内容で扱われる事 故経過は、いわばカルテの要 約であり、個人の健康状態、人 格と密接に関わる情報であり、 個人を識別させる部分を除い てもなお、公開すると個人の権 利利益を害するおそれがある 情報であるため |
| | | | | 6号 | 委員会等の検討内容等は、公 開することによって、当該事務 の性質上、当該事務又は事業 の適正な執行に著しい支障を 及ぼすおそれがあるため |

| | ・術後1年以内に死亡したという場合では、警察署に届け出たか否か。 ・警察署に届け出た事案であれば、その届出書・術後1年以内に死亡したという場合では、報道機関に発表する等によって対外に公表したか否か。 ・報道機関に発表する等の方法で対外に公表した事案については、その公表をした内容、その記載内容。 | | 不存在 | | 該当する事案・文書がないため |
|--|---|--|---|----|---|
| 平成 18 年1月1日から平成 26 年 12 月 31 日の間の、各年度ごとの「医療事故報告」 | | 医療事故報告書(平成 18年1月1日~平成26 年12月31日までの68 件) | 内ち測のの日の感成記記察等名をも等のとも、意情日載部事のをもりが、経、意情日載部事のをもいる。という、経、意情日、東京のをもいる。という、経、意情、東京ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは | 2号 | 病院名(病院名を識別することができる情報を含む。)、事故発生日(発見日)、場所、患者氏名、生年月日、住所、職業、事例の内容等のうち病名を推測させるもの、治療等の経過の日、作成日及びカルテ記載事項転記部分は、個人に関する情報であって原則として非公開であり、例外として公開できるいずれの場合にも当たらない(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)。 |
| | | | | 6号 | 医療事故の関与者氏名、職種 及び医療事故報告書の作成者 職・氏名を公開することにより、 事故報告が適正になされなく なるなど、事務の適正な遂行に 著しい支障を及ぼすおそれが ある。 |